

○厚生労働省告示第三百八十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

令和二年十二月四日

厚生労働大臣 田村 憲久